

令和6年5月13日

令和6年度第2回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和6年5月13日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階大ホール
3. 閉会年月日 令和6年5月13日（月曜日） 午後2時40分

4. 議案

- 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第7号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第10号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第11号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
 議案第12号 相続税の納税猶予に関する証明書の交付について
 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第7号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について
 報告第8号 令和5年度農地等の利用の最適化の推進に係る活動の点検・評価について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	7番 窪寺 洋志
8番 齊藤 光朗	10番 中村 美喜雄	11番 成田 貴吉
12番 西澤 清光	13番 西塚 伸	14番 野口 友子
15番 福士 修身	16番 堀内 俊春	17番 三上 紘史
18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

6番 工藤 隆志	9番 澤田 今日一	
----------	-----------	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 赤田 千草	3番 福士 博人
4番 工藤 隆正	6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一
8番 山田 五月	9番 川村 富子	10番 川村 忠則
11番 小泉 作郎	12番 金井 直也	13番 石川 正光
14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸	16番 石村 英康
17番 猪股 康行	18番 出町 鉄昭	19番 細川 隆雄

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

5番木立忠徳		
--------	--	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小笠原 訓史	事務局 次長	工藤 哲也
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	相馬 康宏
主 幹	古田 正之	主 査	山内 武志
主 事	齊藤 諒	主 事	前田 泰仁

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員全員が出席しております。在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。では、議長、よろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、ただいまから、令和6年度第2回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

3番一戸昭憲委員、4番大柳建秀委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長（福士修身会長）

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(福士修身会長)
ただいまより議案審議に入ります。議案第6号を議題とします。
事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局
所有権移転が5件、賃借権設定が2件、使用貸借権設定が1件となります。
個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については労力不足及び経営移譲のためであり、譲受人又は借人については、経営規模の拡大及び経営移譲、新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)
それでは、2ページの所有権移転 申請番号12番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(福士修身会長)
●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

青森から来ました●●と申します。本日はよろしく申し上げます。申請に至った理由は所有者の●●さんが高齢になり、子供も県外に住んでいるので農業を続けていくことが困難になりました。

た。

そこで、申請地に隣接する親類の畑の農作業の手伝いをしている私に声がかかりました。農作業経験も25年となり、今では多種の野菜を収穫できるようになりました。今後も取得する畑で野菜作りを頑張っていきたいと思います。

○議長（福士修身会長）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、1番秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といます。●●さん本日はご苦労様です。1点だけお伺いします。

●●さん、今までも野菜作りで頑張ってきたようですけども、今後、もっと頑張って規模拡大する考えがあるかないか、その辺お伺いしたいと思います。

○●●●●氏

まだ、未熟なものですから、現状維持で頑張っていきたいと思います。

○1番（秋谷進委員）

現状維持で、そうですか。はい、ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他に。はい。木村委員をお願いします。

○5番（木村孝芳委員）

作付け品目及び収支予算の方ですけども、作付けする予定が枝豆、かぼちゃ、じゃがいもと。これは自分で食べたり、親戚に分けたりする分が中心ですか。それとも販売用ですか。

○●●●●氏

自分と親戚。

○5番（木村孝芳委員）

そうなんですよ。販売用じゃないから詳しくは聞かないけれども、趣味でやるんですよ。

○●●●●氏

趣味です。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日は大変ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議 長（福士修身会長）

それでは、2 ページの所有権移転 申請番号 13 番株式会社アオラボガーデンは新規就農の法人であり、申請者がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（株式会社アオラボガーデン ●●●●氏 入場）

○議 長（福士修身会長）

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

株式会社アオラボガーデン代表取締役●●●●と申します。本日はよろしくお願いいたします。

今回、申請に至った理由としましては、野菜苗の育苗生産を行うためとなっております。私は現在種苗会社に勤務しておりまして、7 年程前から育苗事業を立ち上げておりました。

しかし、ここ数年で青森市内における他の育苗の請負をする団体や生産者が減少しておりまして、本格的に産地への苗供給の問題が多くなっておりましたので、私たちの育苗事業をもう少し拡張することで産地への苗供給を安定させたいと思い、今回の申請に至りました。

また、育苗の設備を拡張するにあたりまして公的な支援も頂きたいと思っております、既存の種苗会社ではなく新たな農業法人を立ち上げて取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議 長（福士修身会長）

ありがとうございました。

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、1 番秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷です。●●さん本日は大変ご苦労さまです。4 点ほどお伺いします。

まず 1 点目ですが、●●さんの会社のアオラボガーデンという名前なのか、そのいきさつを教えてください。

次 2 点目ですね。初年目、今年になると思いますが、どういう農業経営をやろうとしているのか。

それに関連しまして 3 点目、5 年目にはどういう農業経営をしようとしているのか、その辺を教えてください。

それぞれ、よろしくをお願いします。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

ご質問ありがとうございます。

まず、弊社の株式会社アオラボガーデンの意味につきましては私が考えたのですが、青森のラボラトリー、要は青森の農業をより研究して、ガーデンという名前をつけたのは、もちろん農業経営でファームでも良かったのですが、出来る限り私達の方で色んな育苗事業及び生産活動をするということで、様々な栽培方法を研究して多くの農家さんに出来れば気軽に来ていただいて、見て頂きたい。共に色んなところを学んでいけるような、そういった経営の農業法人にしたいと思ひまして、アオラボガーデンというふうに命名させていただきました。

2 点目の質問に関しまして、初年度ですね。現在では、種苗会社の方で実際の育苗事業の方は展開しておりまして、こちらの方が落ち着き次第、新たな農地において農業を開始させていただきたいと思っております。初年度としましては、まずは今後育苗を行うにはハウスが必要ですので、農業用のビニールハウスを設置しまして、そのうえで、ベビーベビーというミニトマトを主力に生産活動にも励んで行きたいと考えております。

さらに 5 年目、令和 10 年におきましては、既存の育苗の事業ですね。種苗会社の方でやっているものも全体的にアオラボガーデンの方に移行しまして、育苗事業の運営、及び公的支援も頂きつつ、拡張していければと思っております。

さらに拡張したうえでのビニールハウスであったり、農地に関してはほしい 6 月、7 月以降育苗が閑散期に入りますので、残りの時間をトマト、ミニトマトこういったものの栽培に取り組んで青果の販売までいければと思っております。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。一応、種苗供給という形での会社でやっていきたいということですね。

澁谷種苗さんとはどういうご関係ですか。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

澁谷種苗店の常務取締役を務めておりまして、現社長の息子になります。

○1 番（秋谷進委員）

そうですか。わかりました。ありがとうございました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

この計画書の 2 枚目にトラクター有りと書いていますけれど、トラクターの馬力数と初度登録年を教えてください。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

馬力は 25 馬力になります。

○5 番（木村孝芳委員）

初度登録年は。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

トラクターですよね。そこは存じ上げておりません。

申し訳ございません。

○5 番（木村孝芳委員）

なぜ、聞いているかというのと、収支計画の中で 1 年目 5 年目の中に減価償却費がハウスだけです。減価償却が終わったトラクターなのか。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

既存の種苗会社の方で購入していたもので、借り受けるという形です。

○5 番（木村孝芳委員）

この様式は他にもあるんだけど、おたくさんだけでなく、事務局にも聞いているんだけど、この様式の中でトラクターって結構出てくるんですよ。今は、みんなトラクターでしょ。トラクターって初度登録がいつなのかという事と、もし 20 年も 30 年も前から使っているのであれば修繕費って発生するんですよ。修繕費もない。減価償却もないということだから故障はしないということだからかなり変かなというか。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

すみません。そこの方は私も無知でして、実際は古い型式のものになると思いますので、修繕費は発生すると思います。

○5 番（木村孝芳委員）

古ければ古いほど、修繕にかかって、メーカー在庫が生産終了。9 年前までなので。だから 20 年 30 年も前のものはようやく同型の機種を全国から見つけてもらってになるんだけど。私自身の経験からも言えるんだけど。

それともう一つ、おたくの会社経営において、支出に関して租税公課がないんですよ。要するにトラクターであれば年間 2,000 円はかかるわけですよ。畑は固定資産税の評価も安いから、そうかからないと思うんだけど、租税公課でかかる品目って想定しているのはありますか。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

そちらの方も想定していませんでした。

○5 番（木村孝芳委員）

会社経営としてであれば当然書くべきことだと私は思います。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

そのとおりです。今後勉強させていただきます。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

はい、成田委員。

○14 番（成田貴吉委員）

今日は●●さんご苦労さまでした。ラジオでよく番組を聞かせて頂いております。

お聞きしたいことは、会社の資本金と、株主いると思うんですけども、株主の割合を教えてくださいたい。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

出資金は100万円になっておりまして、割合の方は、私個人が全部となっております。

○14番（成田貴吉委員）

わかりました。ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他に。はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。私の聞き間違いなのかもしれませんが、会社を立ち上げて、会社で補助金をいただくという話に聞こえたのですが、間違いはないですか。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

まだ、受け取るとか申請したわけではなく、今後視野にいれて検討していきたいという理由で農業法人ということで立ち上げさせていただきました。

○2番（安部浩一委員）

もらう、もらわないは自由だと思うんですけど、補助金に頼った法人経営は非常にまずいとは思っていますよ。

全国的にいても、補助金の会社に占める割合は4割とか。それだけ経営を圧迫していると。実際経営を圧迫しているわけだし、補助金一つで会社が傾いたりしているわけです。補助金ありきで法人にしているのという言葉聞いて、それってどうなのかなと。それよりなら、法人にした以上は銀行から融資を受けるとか、金銭の事を知っていった方が会社として色々勉強しながら、経営していったほうがいいんじゃないかなと私は思うので、見てきた限りでは補助金に頼った農業経営は非常に危険じゃないかなと私はそう思いますので。一つ私の意見として。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

ありがとうございます。勉強させていただきます。

○議長（福士修身会長）

まだ意見ある方。

はい、木村委員。簡潔にお願いします。

○5番（木村孝芳委員）

今の質問と同じような質問ですけれども、補助金を活用したいという話をしていましたが、ど

ういう品目の補助金を想定しているのか教えてください。

○株式会社アオラボガーデン ●●●●氏

はい、やはり育苗においては農業用ハウスが必要になりますので、農業用ハウスを増設するにあたっては様々な地域で活用できる補助金に申請したいと考えております。

○議 長（福士修身会長）

他にご意見のある方はいませんね。

○議 長（福士修身会長）

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。
本日は大変ありがとうございました。

（株式会社アオラボガーデン ●●●●氏 退場）

○議 長（福士修身会長）

続きまして、2 ページの所有権移転 申請番号 15 番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きの上、ご審議願います。
では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議 長（福士修身会長）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

青森市浪岡の●●と申します。申請に至った理由は高校時代からりんご園で働いていて、昨年度、同じ集落に住む人が亡くなりその家族からりんごを作ってくれないかと言われ興味を持ったので、園地を購入することに決めました。せん定や摘果など一通りの作業経験はありますが、一人での栽培は少し不安な所もありますので、親戚の農家に面倒みてもらいながら、将来的には面積を広げていけるように頑張りたいです。

○議 長（福士修身会長）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。
質問・意見のある委員は述べてください。

はい、1 番秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷と申します。●●さん本日はご苦労様です。3 点程お伺いします。

1 点目、●●さんのお名前はどのようにお読みするのか。

2 点目、今取得しようとするりんご園の状況、何年生のどういう品種のりんごが付いているのかお知らせ願いたい。

3 点目、りんご栽培、非常に技術的に難しいところもあります。もし、技術的に困ったことがあれば、青森市とか県とかアドバイスする機関がありますので、遠慮なくアドバイスを受けた方がいいと思います。農業委員会にも素晴らしいりんご農家の方がいます。農業委員会の方に来てご相談しても、対応できると思います。よろしくお願ひします。

○●●●●氏

まず始めに、●●●●●●●●●●です。

りんごの状態は、だいたい平均 30 年の丸葉になっていて、2 本ほど弘前ふじとぐんま名月と、とき 1 本とあとは全部ふじになります。

○1 番（秋谷進委員）

ふじ、8 割くらい。

○●●●●氏

9 割くらいです。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

他に質問ありますか。

はい、木村委員お願いします。

○5 番（木村孝芳委員）

当農計画書の 2 枚目ですが、スピードスプレイヤーありますよね。これって何年式ですか。

○●●●●氏

ちょっと詳しくは。

○5 番（木村孝芳委員）

これは所有しているんですか。それとも借りるんですか。

○●●●●氏

個人売買で購入したものです。

○5 番（木村孝芳委員）

購入してあるんですね。

私、先程も別件でしゃべったんだけど、スピードスプレイヤーとかトラクターとかトラックは果樹農家に必須だし、古くなればなるほど、例えばね、支出に減価償却まったくありません。だから減価償却が終わったものであれば書かなくていいけれども、代わりに修繕費が発生してくる色々。修繕費と租税公課ってある訳です。りんご農家の場合はスピードスプレイヤーに軽自動車税がかかるのかわかりませんが、そういうのが細々と出てくるんだけど、予算に関しては、家庭菜園としてやるわけじゃないでしょ。

○●●●●氏

そうです。

○5 番（木村孝芳委員）

だから頑張っって欲しいんだけど、令和 6 年と令和 10 年で変わっているのは流通経費だけと。この根拠ってあるんですか。肥料費とか農薬費とか 5 年後まったく同じに書いているんだけど、その根拠って何かあるんですか。

○●●●●氏

根拠という根拠はないです。

○5 番（木村孝芳委員）

議長に質問するんですけれどもよろしいですか。

営農計画書は誰が審査するんですか。

○議 長（福士修身会長）

様々だと思うんですけれども、昔は農協の営農の担当者に計画書を作ってもらっています。

○5 番（木村孝芳委員）

そうではなく、誰が中身を審査するんですかと聞いています。

○議長（福士修身会長）

おそらく事務局で目を通してあります。

○5番（木村孝芳委員）

事務局に聞きますけれども、中身に関して私が先程から質問してありますけれども、中身チェックしてありますか。

○事務局

しています。新規就農さん、事務局に相談に来るんですね。こういうのを作ってくださいとなれば、私達が声をかけるのが農協さんの新規就農サポートセンターに行って相談してくださいと。そうすればサポートセンターさんの方で色々ご指導していただいて、こういうふうに仕上がってきます。

サポートセンターの方も実績使えるところは実績使いますし、県の方でも指標を出してあります。県の指標を使って、そちらから引っ張ってくる時もございます。

木村さんが言っている租税公課は指標には項目が無かったと思います。ですので、これに今まで書いてなかったのかと考えられます。

○5番（木村孝芳委員）

指標って法律で決まっている指標ですか。

○事務局

青森県で出しているりんご栽培であれば標準的なこういうお金がかかりますよ。米であればこういうふうになりますよとあるんですよ。野菜であれば、品目毎に。それから運用している場合が多いです。

○5番（木村孝芳委員）

ぜひとも、書いて欲しいんですけども、減価償却費と修繕費と租税公課は必ず入れて欲しいです。これなぜかという、確定申告に必ず使いますよ。農家であれば。

○議長（福士修身会長）

ちょっとお待ちください。今の問題は後ほど時間とりますので。

○5番（木村孝芳委員）

終わってからやりますか。

○議長（福士修身会長）

終わってからもう一度、事務局との内容なので、時間とります。

○5番（木村孝芳委員）

私、聞きたいのは全部同じなんです。基本的に修繕費もない、租税公課もない。これ確定申告で必ず出てくる。

○議長（福士修身会長）

それは、今まで何年間もやってきて、租税公課とか述べた委員さんもいなかったし私も気づきませんでした。

○5番（木村孝芳委員）

いいですか、ついでに。軽トラック1台で2,000円かかるんですよ、年間。これ租税じゃないですよ。公課です。市役所に払う税金です。百姓やるうえで軽トラックは絶対に必要でしょ。だから必ずかかるんです。

まあ、後ほどやるということなので、今はいいです。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方ございましたらお願いします。

ございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日は大変ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

続きまして、3ページの賃借権設定 申請番号16番及び17番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（福士修身会長）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

奥内の方で農業をやっている●●●●といます。申請に至った理由ですが、15年前から申請地の米作りをしてきました。毎年、気象条件が変化して苦勞する時もありますが、自然と調和しながら、試行錯誤して納得のいく生産が出来た時はとてもやりがいを感じています。周りの先輩方の知恵や経験を参考にして、今よりもさらに技術を向上させながら、それと同時に耕作面積を増やして、機械設備の更新、収入の安定化を目指して努力していきたいと思ひます。

○議 長（福士修身会長）

それでは、これからどのようにして農業を經營していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお祈ひします。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、1番秋谷委員、お祈ひします。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といます。●●さん本日はご苦勞様でございます。2点ほどお尋ねします。

1点目です。米作りで一番気をつけなければならないと考えているのは何か、それをお知らせお祈ひしたい。

2点目は、これから作付けしようとしている品種、どういふ品種を考えているのか。この2つ教えてください。

○●●●●氏

米作りで一番気をつけなければならないのは、やはり病気ですね。周りに迷惑をかけたたりも出来ませんし、自分たちも品質の悪い米は作れないと考えながらやっていますが、特に奥内地区の方はやませの影響が強いので、肥料とか多く使ったりすると、どうしてもカビ、いもちとかつきやすいのでその辺はすごく気をつけてやっています。

収入の方ですが、奥内の方は結構競争が激しくて、農地の貸し借りはあまり進行していませんが、その辺は頑張りながら自分も15年やっていたのですが。

今はまっしぐらを作っているのですが、青天の霹靂にもチャレンジしてみたいと思ひていますし、これから出る新しい品種もどんどんやっていくようにして青森の米の品質向上に努めていきたいと思ひます。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

他にございませぬか。

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

●●さんは会社員ですけれども、規模を拡大して水田をやるうえでは会社員をやりながらやるんですか。

○●●●●氏

やれるところまでは、規模を拡大しながらやりたいと思っています。ただ、利益とか収入を考えると一度に例えば、6 町歩とか 7 町歩とかやらないかという話があればいいんですけれども、現状は何反歩とか、多くても 1 町歩とかなので、自分の生活もありますので、そこは今のところは会社の方に勤めながらやっていくという感じです。

○5 番（木村孝芳委員）

もう 1 点。トラクターは借用予定とありますが、何馬力で初度登録いつのですか。

○●●●●氏

32 馬力ですけれども、L32 で昭和 56 年くらいなんですよ。なので、トラクターだけはどうしても更新したいなと思ってはいるんです。

○5 番（木村孝芳委員）

規模としては、私と同じくらいの農家なんですけれども、トラクターは修繕費結構かかる。減価償却はないけれども、借用であれば、持っている人がトラクターにかかる税金 2,000 円はその人が払っているんでしょ。

○●●●●氏

自分の方で払っています。

○5 番（木村孝芳委員）

いずれにせよ、その修繕費って結構な額になるんですよ。10 万単位とかね。昭和 56 年であればもう部品ありません。そして、田んぼの真ん中で止まれば、もう大仕事になるんですよ。

○●●●●氏

そうですね。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、そういうリスクというのはここには書けないとは思いますが、非常にお金がかかる

部分があるということをご承知してください。

○●●●●氏

はい、わかりました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。2点ほどお伺いしたいんですが、稲作中心ということで、収支予算の中で、キロ単価166円ということで1俵あたり9,960円ですよ。これ166円とは何が根拠となっているんですか。出荷みれば卸売業者ですよ。

○●●●●氏

はい。

○2番（安部浩一委員）

これ、えさ米か飼料用米か何かですか。

○●●●●氏

すみません。もう一度お願いします。

○2番（安部浩一委員）

収支みれば、1キロ単価が166円ですよ。この根拠ですよ。166円の根拠。そうすれば1俵あたり9,960円で計算になりますよね。

○●●●●氏

そうですね。

○2番（安部浩一委員）

税込みで9,960円ということは、税抜きだと9,000円弱。品目からいけば摂食用米じゃなく飼料用米ですか。

○●●●●氏

一応ですね、15年くらい米をやってきて、一番安い時で1俵8,500円くらい。良い時で東日本

大震災の翌年で1俵14,000円くらいだったけれども、だいたい価格が11,000円から12,600円とか常に上下がありまして、その平均で考えるとなんとかやっつけられる範囲でいくと1俵10,000円かなということで数字を出しています。

○2番（安部浩一委員）

収支予算ってそういう事の計算ではなく、やっつけられる金額ではなく現在の市場の価格ですよ。普通はそういう計算しますよね。読み取ったのは、飼料用米なのかなと思ったんですよ。金額的にいけば、卸売業者に出している出荷みれば、自家消費が3.5%だし、そういう計算しても9,000円台だから、飼料用米に取り組むのかなって。摂食用米だと単価が低すぎるから、疑問が生じたので今伺いました。

○●●●●氏

あくまでも予算で見えていますので、あまり高い金額で考えても、経営の事を考えるとちょっと数字が合わなくなってくるので、一応経験でこれくらいが平均じゃないかなという感じで金額を出しました。

○2番（安部浩一委員）

そうですね。わかりました。

もう一つですけれども、雇用も使っていますよね。雇用の合計が129,600円となっていて、平均すると計画でいけば18人工。男の人と女性と使って、18人工って事ですね。そうすれば一人当たり7,000円弱。7,100円かそれくらいか。1日当たりの単価は。

○●●●●氏

7,000円から8,000円くらいになる。

○2番（安部浩一委員）

そうですね。そんなに多い田んぼじゃないので、それくらいで収まるのかなと思っていますけれど、それでよろしいですよ。

○●●●●氏

はい。

○2番（安部浩一委員）

わかりました。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方ございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日は大変ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

次に、2 ページの所有権移転 申請番号 14 番の審議を行うにあたり、三上紘史委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（三上紘史委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

三上委員を入場させてください。

（三上紘史委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
本案について、ご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(福士修身会長)
次に、議案第7号を議題とします。
事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局
本案は、自己所有農地の転用である農地法第4条許可申請が1件です。
今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

右上に議案第7号関係資料と記載している資料をご覧ください。

申請番号は1番、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に申請関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページが位置図、4ページが法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページが農地転用計画書、7ページ、8ページが土地の登記簿、9ページが土地改良区の意見書、10ページ目が浪岡農業振興地域整備計画の変更通知書となっております。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、農用地区域内農地と判断しております。

農用地区域内農地であるため、農地転用は原則不許可ですが、不許可の例外事由の一つに、「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」という基準があり、本案件は、農用地利用計画において農業用施設用地に指定された農地を農業用施設として利用するものであるため、農

用地区域内農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができると判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

これは、もみ殻貯蔵庫ですよね。先程もちょっと聞いたけれども、もみ殻って毎年増えていきますよね。処分どうするの。

○事務局

確認したところ、おいらせの畜産農家の方が取りにくることになっております。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第8号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第5条の許可申請が3件であり、その内訳は、所有権移転が3件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、申請番号4番と5番は関連がありますので一括して説明させていただきます。

右上に「議案第8号関係資料①及び議案第8号関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

申請番号4番、関係資料①、申請地は3筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請番号5番、関係資料②、申請地は2筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、関係資料①を使って説明させていただきます。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が農地転用計画書、7ページ目及び8ページ目、9ページ目が土地の登記簿、10ページ目が事業候補地比較検討表、11ページ目が関係各所との打合せ記録となります。2件ともほぼ同じ体裁の資料となっております。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、支所機能を有する青森市高田情報コーナーからおおむね500m以内の範囲に位置するため、第2種農地と判断されます。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができませんが、当該申請は申請者が貸駐車場及び貸資材置場にすることを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地についても検討したが、申請地のほかに貸駐車場及び貸資材置場に供する土地がなかったことから、第2種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可をすることができると判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、2件共に問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第8号関係資料③」と記載している資料をご覧ください。

申請番号6番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が土地の登記簿となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている」ところの「第二種中高層住居専用地域」にあるため、転用が原則可能となる第3

種農地と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおりの①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第9号及び第10号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が7件、利用権設定が16件の合計23件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が7ページから9ページ、利用権設定の案が10ページから19ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第10号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積計画（案）決定

後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものであります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、7 ページの所有権移転 申請番号 14 番の審議を行うにあたり、工藤隆正推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（工藤隆正推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

工藤推進委員を入場させてください。

（工藤隆正推進委員 入場）

○議長（福士修身会長）

次に、7 ページの所有権移転 申請番号 15 番の審議を行うにあたり、西澤清光委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（西澤清光委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。
西澤委員を入場させてください。

（西澤清光委員 入場）

○議長（福士修身会長）

次に、13 ページ、14 ページ、18 ページの利用権設定 申請番号 16 番、17 番、22 番の審議を行うにあたり、福士博人推進委員が議事参与の制限を受けますので、福士推進委員の退席を求めます。

（福士博人推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士推進委員を入場させてください。

(福士博人推進委員 入場)

○議長(福士修身会長)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長(福士修身会長)

次に、議案第11号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地について、貸し手と機構との契約はそのまま、借り手のみを変更するに当たり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請し、最終的には、県知事が計画を認可・公告することになるものであります。

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は利用権設定が4件であり、個別の内容につきまして

は、20 ページから 21 ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に議案第 12 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

農地に関する相続税の納税猶予を受けている方は、3 年毎に所轄の税務署に対して、継続の届出書と共に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を提出する必要があることから、納税猶予を受けている農地の所有名義人が証明願の申請に至ったものです。

申請に基づき、事務局において農地台帳、農地の状況及び農業所得の税務申告の有無について確認を行った結果、当該農地に関して農業経営を行っているものと判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。
はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

納税猶予の期限はどれくらいなのですか。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局お願いします。

○事務局

納税猶予期限は20年でございます。

○5番（木村孝芳委員）

20年農業を継続していると、相続税が免除にされるということですね。

○事務局

免除されます。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

本案について、相続税の納税猶予を受けている農地の所有名義人が、当該農地において農業経営を行っていることを承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、証明書を交付することに決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、報告第4号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が 1 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

次に、報告第 5 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が 3 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (福士修身会長)

次に、報告第 6 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による解約が5件となっております。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第7号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が1件となっております。

なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第8号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

では引き続きまして、報告第8号についてご説明させていただきます。

お手元に関係資料2枚A3の大きなものをお配りしております。

右上に別紙報告第8号関係資料と書いたものと、別紙様式3と書いたものを2枚お配りしてお

りますので、こちらの方をご覧になりながら、お聞きください。

まず、報告第 8 号の農地の最適化活動の点検・評価ですけれども、昨年度より国の指示で始まったものです。

今回、令和 5 年度の活動に関する点検・評価ということになりますので、昨年度も農業委員・推進委員をされていた方は実際の実績に対して点検・評価を今回行うということになります。

今年度から新しく農業委員・推進委員に着任された方に関しましては、来年度こういうのがあるんだと参考程度にお聞き下さればと思います。

では、内容について説明します。まず別紙報告第 8 号関係資料から説明します。上と下と大きな表が 2 つ並んでいます。令和 5 年度、皆さんにご提出いただいた活動記録簿を集計したのになります。上の方の表が全員分の集計になります。農業委員・推進委員合わせて 38 名分の集計です。下の方がそれを元に国へ報告する様式となっております。

2 枚目ですね。別紙様式 3 をご覧ください。別紙様式 3 の方をご覧くださいと各個人のものを集計したのになります。昨年度、農業委員・推進委員をされていた方はご提出いただいた活動記録簿の集計、それから今年度から新規の方は様式白紙のものだけをお渡ししておりますので参考程度にお聞きください。

別紙様式 3 の 1 (1) 最適化活動の実施状況と真ん中の一番大きな欄が、ご提出いただいた活動記録簿の集計になります。

それから下の方に行きまして (2) ①成果目標の達成状況というところになります。

こちらは青森市全体の方で新規集積等のパーセンテージを出しまして、それを皆さんに案分しておりますので内容的には皆さん同じものが入っています。その隣の②自己の点検・評価というところも①の点検・評価によって入るものですので、皆さん同じ文言が入っております。

それから最後、2 農業委員会による点検・評価、一番下の欄ですね。全体としての評語と左の欄があるんですけれども、こちらの方、若干皆さん活動実績によって異なる文言が入っております。

こちらですね、どの文言が入るかは国の方できっちり基準を決めておりまして、それに基づいて集計した結果となっております。

要するに昨年度の実績を元に通信簿みたいな感じで考えて頂ければと思うんですけれども、農業委員の方と推進委員の方、その算定の基準が国で示しているもの違います。というのも、農業委員の方と推進委員の方ご存知のように職務の内容がかなり違っておりますので、評価される活動の内容というのも国の方で異なる基準を設定しているところです。

基準に従って算定したものを皆さんにお配りしましたので、今年度以降の活動の参考資料としてご覧いただければと思います。

今年度以降、活動の方よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

ただいまの報告について、皆さんから何かございますか。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

ないようですので、報告は以上となります。

その他に移りますが、先程、木村委員の方からいただいた質問について事務局の方から説明をお願いします。

○事務局次長

営農計画書の支出項目について

(様式の変更について委員の皆さんから意見をいただきたい)

○5番 (木村孝芳委員)

営農計画書の支出項目について

(トラクター・スピードスプレイヤーの初度登録年と馬力数を記入してほしい)

○3番 (大柳建秀委員)

営農計画書の支出項目について

(営農計画書の支出の項目にその他支出はあった方が良くはないか)

○2番 (安部浩一委員)

営農計画書の支出項目について

(現在の営農計画書の様式で読み取れるのではないか)

○議長 (福士修身会長)

私から、一点。今後の月例総会において、青森開催時は会長職務代理者を議長に指名させていただきます。(総会会議規則第7条第3項の規定)

ほかに事務局から何かありますか。

○農業政策課 相馬主査

地域計画の作成について

○事務局

次回の月例総会は、6月10日(月)午後1時から、場所は「柳川庁舎2階大会議室」での開催となりますので、よろしくをお願いします。

○議 長（福士修身会長）

これもちまして、令和6年度第2回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。